

# 伊勢鉄道財務シミュレーション調査業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

伊勢鉄道財務シミュレーション調査業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 委託業務の概要・目的

昭和62年3月に第三セクター鉄道として営業を開始した伊勢鉄道株式会社（以下「伊勢鉄道」という。）は、地域住民の通勤・通学や日常生活などにおける移動手段としての役割を担っているほか、東海旅客鉄道株式会社の特急「南紀」や快速「みえ」が通ることで、名古屋と伊勢・鳥羽地域、並びに東紀州地域を結ぶ鉄道網の一翼を担っており、県内の交通体系全体に影響を及ぼす重要な鉄道となっている。

しかしながら、近年においては人口減少やコロナ禍を経たライフスタイルの変化等による利用者の減少、昨今のエネルギー価格の高騰、さらには車両や施設の老朽化等により、安全性確保のための設備投資や修繕費用が増加するなど、その経営は厳しい状況にある。

なお、伊勢鉄道の設備整備については、県と沿線等15市町が積み立てた「三重県地域交通体系整備基金」を活用しながら進めているが、現行の設備整備計画（令和10年度まで）終了後を見据え、今後、基金の積み増しについて検討を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、沿線地域及び県南部地域の移動手段を将来にわたり維持・確保していくため、伊勢鉄道の将来的な在り方について様々な観点から検討を行う。

本業務においては、人口減少やコロナ後のインバウンドをはじめとする観光需要の回復、ライフスタイルの変化といった社会的要因を踏まえて、三重県地域交通体系整備基金並びに伊勢鉄道の経営収支および資金収支の見通しについて、様々な条件設定のもとでシミュレーションを行い、中長期的な設備投資計画の策定や将来的な在り方の方向性を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

## 4 委託内容

### (1) 財務シミュレーション

- ・三重県地域交通体系整備基金並びに伊勢鉄道の経営収支および資金収支の中長期の推移見込みについて、人口、観光需要、人件費や燃料高騰等、様々な条件設定のもとでシミュレーションを行う。（3パターン以上）
- ・シミュレーションの期間については20年間以上とし、業務受託者が提案の上、県と協議のうえ決定する。
- ・シミュレーションについては、収益、費用双方の側面から勘定科目ごとに、様々な条件を設定して行うこととし、勘定科目や条件設定等については業務受託者が提案の上、県と協議の上決定する。設備整備計画については委託契約締結後、県を通じて業務受託者に提供する。
- ・伊勢鉄道の財務諸表に基づき、財務分析を行う。なお、令和4年度決算の財務諸表は下記のとおりであり、令和4年度決算以前の資料や勘定科目の明細等については、

委託契約締結後、県を通じて業務受託者に提供する。

<https://isetetu.co.jp/images/settlement/37th.pdf>

- ・財務分析の内容や手法については業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。

(2) その他分析

- ・上記(1)のほか、伊勢鉄道が将来的に在り方検討を行う際の参考として活用するための調査や分析があれば、業務受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。

(3) 国の公共交通向け支援策、他自治体における先行事例の整理等

- ・国のリ・デザインに基づく鉄道事業向けの支援策や、行政支援の在り方で参考となる事例を整理する。

(4) 打合せ協議

- ・業務着手時には伊勢鉄道本社において伊勢鉄道の担当者も交えて打合せを行うほか、随時、必要に応じて打合せ協議を行う。

(5) 市町担当課長会議における説明

- ・令和6年7月下旬および10月、令和7年1月頃に伊勢鉄道関係市町担当課長会議等を津市内で開催する予定としており、事業進捗状況にかかる資料の作成および説明を行う。

## 5 委託業務の実施条件

- (1) 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、県と業務受託者とで十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、県の指示により受注者が行わなければならない。
- (3) 業務受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、受注者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等、本業務に必要な費用の一切を本業務委託料に含むものとする。ただし、契約締結後において、県の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、県と業務受託者とで取り扱いを協議する。
- (4) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (5) 本業務における成果品の所有権及び著作権等は、すべて三重県に帰属するものとする。

## 6 必要書類の提出等

業務受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県地域連携・交通部交通政策課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書 (2) 行程表 (3) その他三重県が必要とする書類

## 7 成果品の提出

- (1) 報告書(詳細版) 30部  
すべての業務が完了した後、速やかに提出
- (2) 報告書(概要版) 30部  
中間報告書(素案)については、上記4(5)の会議日程を考慮し、県と協議のうえ提出

中間報告書は10～12月頃

完成報告書（概要版）はすべての業務が完了した後、速やかに提出

(3) 上記すべてにかかる電子データ一式

※数値データ等は報告書と別に Excel 形式など編集可能なデータ形式でも納めること

(4) 調査、分析等において作成した地図データ

※地図データは汎用性の高いデータ形式で納めること

## 8 特記事項

(1) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定を遵守してください。なお、個人情報の保護に関する法律第 176 条、180 条及び第 184 条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。

(2) 業務受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(3) 業務受託者が、(2) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。